6 月24日

(火曜日)

また、

いるものと推察できるが、その実態は必ずしも明らかとなっていない。

、これらの団体には、県職員が役職員を兼ねているもの、

県が補助金等の

法人や任意団体については、様々な背景や経緯により庁舎内に事務局が置かれて

しかしながら、県が管理する庁舎内に事務局を置いている外郭団体以外の公益

平成 20 年

監査公表第4号

監査公表. 監査公表

目

次

対する県の指導や関与の状況、

監査の対象機関

監査の対象機関の選定方法

の状況を監査するとともに、団体の運営状況等について調査を実施した。

活動内容、存在意義等が変化してきているものが少なくないと考えられる 思われるが、近年、市町村合併その他社会経済情勢の変化に伴い、団体の役割、

ついては、県の事務及び事業の合理化等の推進に資するため、これらの団体に

県支出金の事務処理の状況及び庁舎使用等の手続

財政的援助を行っているもの、県が業務委託を行っているもの等が相当数あると

第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、 します。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査について、同条 これを公表

平成20年6月24日

山口県監査委員 烨 以 캠 酬 恋

回 神村 光

 \blacksquare

ġ∏ | |

Ш

華 雲

監査の結果に関する報告

能 監査の概要

盟省の趣旨

基本財産の4分の1以上を出資しているものその他の団体について、統廃合する ことを含めて、経営内容、組織体制等についての見直しをしてきたところであ 県単独で又は市町若しくは民間との共同出資により設立された外郭団体で、県が 県は、これまでの幾多の行政改革の中において、県行政と密接な関連を有し、

2 団体の選定基準

なお、

中から、(2)の選定基準により125団体(以下「関係団体」という。

)を選定し、

これを所管する表2の県の機関について実地に監査を実施した

調査を行った関係団体は、別表のとおりである

ついて、県の各機関に対して事前調査を行い、その結果把握された316団体の

監査の対象機関を選定するため、県が管理する庁舎内に事務局を置く団体に

- むね200万円以上、出先機関にあってはおおむね100万円以上の団体 平成17年度又は平成18年度の団体の事業費の規模が、本庁にあってはおお
- おおむね25万円以上の団体 金及び委託料が、本庁にあってはおおむね50万円以上、出先機関にあっては 平成17年度又は平成18年度において、県の負担金、補助金、
- Ð おむね25万円以上の団体 団体の事業費の規模がア及びイ以下であるが、市町からの負担金、 交付金等が本庁にあってはおおむね50万円以上、出先機関にあってはお 補助
- その他特に監査を実施する必要があると認める団体

表 事前調査結果及び監査対象機関等

総		×	
務			
먉		分	
3	機関数	# 1910 1910 年	<u> </u>
6	団体数	日子	
2	機関数	及び団	КШ
4	団体数	体数	偨
1	機関数	₩	内
1	団体数	파	
1	機関数	出先	
3	団体数	機関	訳

表 2 監査対象機関

公安委員会	教育委員会	土木建築部	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	地域振興部	総合政策部	総務部	
教養課、生活安全企画課、交通企画課、運転免許課	高校教育課、社会教育・文化財課、学校安全・体育課、義務教育課周南 分室、義務教育課防府分室、防府西高等学校、防府商業高等学校、中部 高等学校、山口中央高等学校、西京高等学校、山口農業高等学校、宇部 工業高等学校、周南養護学校、山口図書館、山口博物館、文書館	道路整備課、道路建設課、河川課、港湾課、山口宇部空港事務所	農林水産政策課、農業経営課、森林企画課、森林整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、岩国農林事務所、田布施農林事務所、周南農林事務所、所南農林事務所、近口農林事務所、美祢農林事務所、下関農林事務所、長門農林事務所、赤農林事務所、下関水産振興局、柳井水産事務所、萩水産事務所、原林総合技術センター	新産業振興課、労働政策課、計量検定所	厚政課、健康増進課、薬務課、長寿社会課、こども未来課、障害者支援 課、宇部健康福祉センター、中央児童相談所、周南児童相談所	県民生活課、文化振興課、環境政策課、生活衛生課、廃棄物・リサイク ル対策課、動物愛護センター	地域政策課、観光交流課、国際課	広報広聴課、統計分析課	防災危機管理課、消防学校	監

Щ

監査の実施時期及び実施方法

ω

(1) 実施時期

平成19年5月23日から平成20年1月30日までの間に実施した

(2) 実施方法

監査対象機関から事前に監査資料の提出を求め、関係書類等の閲覧、職員へ

の質問等の監査実施手続を用いて実地監査を実施した。

また、関係団体については、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、帳、書類その他の記録の提出を求め、実地監査と並行して関係人調査を行っ

簿

監査項目及び監査の着眼点

監査する項目及び項目ごとの監査の着眼点は、次のとおりとした.

- 設立目的等について
- 団体の設立の目的に照らして適切な運営がされているか。
- 他の類似団体との統合等団体のあり方についての検討がされているか。
- 団体の運営状況等について

2

- 団体の財務事務の執行状況に関して適切な指導が行われているか
- 、 団体の運営及び財務処理に関する規程等に関して適切な指導が行われているか。
- 団体に対する県の関与について

3

- 7 県職員が団体の業務にどのように関与しているか
- イ 県職員が団体の業務に従事する場合、服務に関する手続は適正に行われて
- ウ 団体に対する補助金等の交付事務は適正に行われているか

いるか。

- エ 団体に対する指導監督事務は適正に行われているか。
- (4) 執務場所等について
- 7 団体に対する行政財産の使用許可は適正に行われているか
- 団体に対する県有物品の貸付けは適正に行われているか。

第2 監査の結果

県の庁舎内に事務局を置く関係団体には、県行政を円滑に推進するためのものから会員相互の連携を図るものなど様々な団体があり、その活動形態についても、県の組織と一体的に活動を行っているものや、市町等との連携により活動を行っているもの、さらには県域を越えた広域的な活動を行っているものも認められた。

また、今回、調査を実施した関係団体においては、すべて規約等に設立目的が明記されており、団体の設立趣旨及び活動の内容を確認することができた。

しかし、これらの団体の中には、設立後20年以上経過している団体も多く、団体のあり方や見直しの検討がなされないままとなっているものもあることから、

がら更に検討する必要があるものが認められた。 県民の要望にこたえる団体のあり方等について、社会経済情勢の変化を踏まえな

繰越額等の状況を精査し、より効率的で経済的な事業の運営に努める必要がある 共団体又は各種団体等からの負担金等で運営されていることから、 ものが認められた。 次に、関係団体の運営費については、 会員等の会費や県費をはじめ他の地方公 事業の内容

悪があると認めいたた。 て、内部けん制を充実させるとともに、透明性の確保についても十分配慮する必 服務に当たっては所要の手続を行うとともに、事業の運営及び予算の執行につい 更に、関係団体には、 県の職員が運営等に関わっているものが多いことから、

考にして団体に対する指導を行う必要があると考える。 様に改善又は検討を要する事項があると推察されることから、 のであるが、監査の対象とならなかった機関や団体についても監査対象機関と同 今回の監査は、事前調査をした中から68機関、125団体を抽出して実施したも この監査結果を参

調査した関係団体の概要

報

設立後の経過年数等の状況について

の団体のうち、設立後20年以上経過している団体は、75団体(60.0%)であっ 関係団体の設立後の経過年数等は、表3のとおりであり、 調査を行った125

体 (57.1%) が設立後20年以上経過している ものであり、このうち、任意団体では64団体(59.3%)が、公益法人では8団 これらの団体は、長年にわたって県の施策の推進のために活動を行っている

の団体が検討を行っているが、類似団体との統合、設立の目的が達成されたこ 組織、活動内容及び財務等について検討しているものは63団体であり、約半数 しているものは29団体で、 となどによる団体の廃止又は県の機関以外への事務局の移管等の見直しを検討 団体のあり方や見直しの検討状況について調査したところ、 2割程度であった 各団体の

るものは、 . 平成19年度から平成20年度にかけて団体の統合が検討され又は決定してい 事業の廃止等に伴い廃止された団体は、 5 団体であった 平成18年度末までに1団体あ

表3 関係団体の設立後の経過年数及び団体の見直し等の検討状況

	Į	싸烨	田田	>		_ >	į γ	í þ);	D>				₽	Ŧ	4		縆	F	Ĥ				$ \nabla $
合計	小計	公安委員会	土木建築部	地域振興部	小計	公安委員会	教育委員会	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	小計	公安委員会	教育委員会	土木建築部	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	地域振興部	総合政策部	総務部	所管	分
125	3	1	1	1	14	5	1	1	2	1	4	108	ಬ	20	6	46	3	10	6	7	3	4	体数	4
36 (28.8%)					4(28.6%)				1		ω	32(29.6%)		2	1	17	1	3	2	4		2	10年未満	会
14(11.2%)					2(14.3%)	2						12(11.1%)	1		1	6		1	2	1			10年以上 20年未満	設立後の経過年数
75 (60.0%)	3(100.0%)	1	1	1	8 (57.1%)	ω	1	1	1	1	1	64 (59.3%)	2	18	4	23	2	6	2	2	3	2	20年以上	数
63					10	57	-	1			သ	53	ω	14	1	24	1	3	3	3		1	をしるをでれてもないのいかい	国 体 で の た
29					2						2	27		2	1	17	1	2	2	1		1	をしる一様でもかいのかい	国はは、日本のでは、日本には、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本には、日本ので
1												1										1	F	氉
ഗ					2						2	ω		2	1								□▷	統

決算の状況について

2

関係団体の平成18年度決算の状況は、表4のとおりである

(15.8%)、100万円以上500万円未満のものが58団体(53.6%)で、合わせて 決算額の規模別では、任意団体は108団体中100万円未満のものが17団体 (69.4%)が500万円未満の小規模な団体であった。

公益法人は、14団体中1,000万円以上のものが12団体(85.8%)と

贵4 なっており、任意団体に比べて決算額の規模が大きくなっている 平成18年度の決算額の状況

먥	M	+ I	#	₩	>	-	拼		邶	1	>	₽	F	4		幯	F	Ĥ	区分
小計	1,000万円以上	500万円以上~1,000万円未満	300万円以上~500万円未満	200万円以上~300万円未満	小計	1,000万円以上	500万円以上~1,000万円未満	300万円以上~500万円未満	200万円以上~300万円未満	100万円以上~200万円未満	100万円未満	小 計	1,000万円以上	500万円以上~1,000万円未満	300万円以上~500万円未満	200万円以上~300万円未満	100万円以上~200万円未満	100万円未満	決算額
2		1		1	8	7						85	14	10	11	10	25	15	知事部局
					1		1					20	5	ယ	2	2	6	2	教育委員会
1	1				57	57						ω	1			1	1		公安委員会
బ	L	ш	0	ш	14	12	ш	0	0	0	ш	108	20	13	13	13	32	17	빡
100.0	33.4	33.3		33.3	100.0	85.8	7.1				7.1	100.0	18.6	12.0	12.0	12.0	29.6	15.8	構成比(%)

運営費の状況について

3

Щ

関係団体の平成18年度の収入決算の状況は、表5のとおりである。

体費が133,688千円(16.9%)、各種団体からの助成費が64,758千円(8.2%) 151,624千円(19.2%)、県費が158,910千円(20.1%)、県以外の地方公共団 収入決算の総額は790,551千円で、その内訳を見ると、前年度繰越金額が るものは571,287千円で収入総額の16.2%を占めている。このうち任意団体の び交付金(以下「補助金等」という。)、委託料並びに貸付金を財源としてい で、自主財源が281,571千円(35.6%)となっている。 収入決算の総額は3,520,092千円で、このうちに県からの負担金、補助金及

が1,762,438千円(66.4%)と過半を占めており、この他では県費が407,437千 また、公益法人の収入決算の総額は2,655,643千円で、このうち、自主財源

> 118 円(15.3%)、県以外の地方公共団体費が104,646千円(4.0%)などとなって

紫 平成18年度の収入決算の状況

単位

十円)

兀

	퍉	ath f	ŒH₩			\succ	洪	相	K D	>				存		4	Ì	哔	Ĥ	i				
파	小計	公安委員会	土木建築部	地域振興部	小計	公安委員会	教育委員会	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	小 함	公安委員会	教育委員会	土木建築部	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	地域振興部	総合政策部	総務部	X 分	
3,520,092 (100.0%)	73,897 (100.0%)	65,699	5,941	2,257	2,655,643 (100.0%)	1,173,347	9,539	24,008	711,191	876	736,682	790,551 (100.0%)	50,238	158,004	18,373	128,935	32,713	38,481	34,778	58,648	161,779	108,602	決算額	
517,405 (14.7%)	891 (1.2 %)		891		364,889 (13.7%)	47,805	462	20,082	293,281	269	2,990	151,624 (19.2%)	18,820	35,125	12,049	15,337	9,940	2,264	3,406	13,681	31,037	9,965	恵 年 あ 金 金	
571,287 (16.2%)	4,940 (6.7%)	4,200	740		407,437 (15.3%)	236,625	864		10,749		159,199	158,910 (20.1%)	1,329	28,186	1,714	30,756	1,527	25,468	17,450	30,292	7,776	14,412	温	丞
$241,074 \\ (6.9\%)$	2,740 (3.7%)		2,740		104,646 (4.0%)				7,093	318	97,235	133,688 (16.9%)		3,467	2,060	32,075	6,400	1,676	343	11,244	559	75,864	県 以 外 が が 大 が の 大 の の 大 の の の の の の の の の の の の の	
144,590 (4.1%)	63,599 (86.1%)	61,499		2,100	16,233 (0.6%)	13,342			411	81	2,399	64,758 (8.2 %)	6,766	19,150	2,225	19,471		5,041	7,939	3,280	123	762	他団体からの助成	票
2,045,736 (58.1%)	1,727 (2.3%)		1,570	157	1,762,438 (66.4%)	875,575	8,213	3,926	399,657	208	474,859	281,571 (35.6 %)	23,322	72,076	325	31,296	14,846	4,032	5,640	151	122,284	7,599	自主財源	

支出決算の総額は3,520,092千円で、このうち3,099,322千円が事業費として 次に、平成18年度の支出決算額及び繰越額の状況は、表6のとおりである。

ととなっている。 執行され、420,770千円(12.0%)が翌年度に繰り越されて団体に滞留するこ

(5.2%)であり、任意団体の繰越率が高くなっている また、支出決算の総額に占める繰越額の割合が30%以上の団体が28団体あっ 繰越額は、任意団体で150,692千円(19.1%)、公益法人では269,162千円

なお、繰越額のない団体は、任意団体で26団体あったが、これらの団体は、

イベント等を開催する実行委員会や県からの補助金又は委託費を財源として事

業を行う団体が主で、農林水産部に多く見られた。

平成18年度の支出決算額及び繰越額の状況

単位 千円、%)

囲出	<u> </u>	>		拼		邶	0	>			Ŧ	È	4		幯	F	Ĥ				
 	地垣	\	公安委	教育委	標本	西山	健月	環境	\ <u>'</u>	公安委	教育委.	±#	標	商口	健月	環境	地垣	総合	総	×	
土木建築部	地域振興部	- 막	一类	一大型	農林水産部	工労働部	健康福祉部	環境生活部	- -	委員	委員	土木建築部	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	地域振興部	総合政策部	務	冷	
野	兴	+	学	学	兴	部	呰	いい		松	公	喪	兴	喪	呰	語	兴	兴	먉		
_	_	14	57	L-	-	2	_	4	108	ω	20	6	46	ω	10	6	7	ω	4	体数	4
5,941	2,257	2,665,643	1,173,347	9,539	24,008	711,191	876	736,682	790,551	50,238	158,004	18,373	128,935	32,713	38,481	34,778	58,648	161,779	108,602	支出決算額	
916		269,162	61,154	259	21,486	174,252	422	11,589	150,692	19,719	33,088	13,366	13,447	7,220	2,607	4,039	15,266	30,040	11,900	繰越額	
15.4		5.2	5.2	2.7	89.5	24.5	48.2	1.6	19.1	39.3	20.9	72.7	10.4	22.1	6.8	11.6	26.0	18.6	11.0	森越率	片 苞
		6	2	-				33	25	-	2	1	15		w				1	いの未満	10 編
		S	2					1	18		5		57	1	w	⊢	⊢	1	1	5 以 2 2 2 1 8 1 8 1 8 1	型 数 學
		2				2			14		3	1	4	_	2		2		1	3以8未8上%満	
		ω	_		1		_		25	1	7	4	5	1		2	ယ	2		⊢도% 등	
			51.9		89.5		48.2			41.8	64.2	98.4	71.1	64.2		100.0	75.6	31.9		線越率	
	L								26	_	ω		17		2	2				額なし	裁論

	Ę	싸싼
마	小 計	公安委員会
125	3	1
3,520,092	73,897	65,699
420,770	916	
12.0	1.2	
31		
22	1	
16		
28		
1		
28	2	1

県等からの財政的援助の状況について

(4)

(52.8%)で、総額275,951千円の財政的援助を受けている。 県が関係団体に対して補助金等又は貸付金の財政的援助を与えている状況 表7のとおりであり、県から財政的援助を受けている関係団体は66団体

財政的援助を受けている。 ている状況は、表8のとおりであり、58団体(46.4%)が総額241,074千円の また、関係団体が、県以外の地方公共団体から補助金等の財政的援助を受け

円の財政的援助を受けていたこととなる したがって、今回調査した関係団体は、地方公共団体から総額で517,025千

表7 平成18年度における県の財政的援助の状況

単位 十円)

	任意	任意団体	公益	公益法人	全量	全国支部	□⊳	빡
77	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団 体 数	金額
補助金等交付なし	52		6		_		59(47.2%)	
補助金等交付あり	56	122,933	8	148,078	2	4,940	66(52.8%)	66(52.8%) 275,951(100.0%)
50万円未満	20	4,553	2	389			22(17.6%)	4,942(1.8%)
50万円~100万円未満	14	9,765			1	740	15(12.0%)	10,505(3.8%)
100万円~200万円未満	6	7,988					6(4.8%)	7,988(2.9%)
200万円~500万円未満	7	20,263	3	6,972	1	4,200	11 (8.8%)	31,435(11.4%)
500万円~1,000万円未満	6	40,312	1	5,717			7(5.6%)	46,029(16.7%)
1,000万円以上	ယ	40,052	2	135,000			5(4.0%)	175,052(63.4%)
파	108	122,933	14	148,078	ယ	4,940	125(100.0%)	4,940 125 (100.0%) 275,951 (100.0%)

紫8 平成18年度における県以外の地方公共団体の財政的援助の状況

単位 (田井

		1			
50万円~100万円未満	50万円未満	補助金等交付あり	補助金等交付なし	\[\bar{\range}{\range}\]	ব
10	22	52	56	団体数	任護
6,601	6,848	133,688		金額	任意団体
	_	5	9	団体数	公益
	318	104,646		金額	公益法人
		1	2	団体数	全国
		2,740		金額	全国支部
10(8.0%)	23(18.4%)	58(46.4%)	67(53.6%)	団体数	□ }
6,601(2.7%)	7,166(3.0%	241,074(100.0%		金額	빡

1,000万円以上	500万円~	200万F	1007
	500万円~1,000万円未満	200万円~500万円未満	100万円~200万円未満
	未	訓	滥
2	ယ	ಲು	12
75,864	20,137	8,224	16,014
_	_	_	_
91,504	7,093	4,573	1,158
		1	
		2,740	
3(2.4%)	4(3.2%)	5(4.0%)	13(10.4%)
167,368(69.4%)	27,230(11.3%)	15,537(6.5%)	17,172(7.1%)
	167,368(69.4%)	27,230 (11.3%) 167,368 (69.4%)	15,537(6.5%) 27,230(11.3%) 167,368(69.4%)

個別の監査結果

ω $\widehat{\Box}$

関係団体の設立目的等について

るものと認められ、特記すべき事項はなかった。 したところ、いずれの団体も県の施策、事務及び事業の円滑な推進に関連があ 関係団体の設立目的等について、定款、寄附行為、規約、会則等により確認

織及び活動内容の見直しを行い、事業の見直し、類似団体との統合などについ を展開していくためには、常に県民の要望にこたえる団体のあり方の検討や組 て、一層の検討を行うよう指導していく必要がある。 しかしながら、これらの団体が、社会経済情勢の変化に的確に対応して活動

関係団体の運営状況について

的援助、委託費等で運営されている団体が多いが、地方自治体の財政状況も厳 た努力を行うよう関係団体を指導する必要がある。 しい折から、更に効率的かつ経済的な予算執行に努め、負担金等の縮減に向け 関係団体の運営費の状況は、2の(3)で述べたとおりであるが、団体の運営費 会員等の会費のほか、県及び県以外の地方公共団体からの補助金等の財政

いが、平成12年12月26日に改正された公益法人の設立許可及び指導監督基準の い。」とされており、繰越金の比率の非常に高い団体については、 用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望まし あり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事 目途とすべきである。その水準は、当該法人の財務状況等により異なるもので 変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、 事会申合せ)において、 運用方針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹 ない面もあり、一概に繰越額や繰越率をもってその是非を論ずることはできな び財源について見直しを検討するよう指導する必要がある 人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを また、繰越金については、次年度における当面の事業執行等のためやむを得 管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運 「公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の 事業内容及

なお、任意団体は、 民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する公益法人

> とから、公益法人と同様な考え方に基づいた指導を行う必要がある ではないが、この基準を参考にして事業を行うことが望ましいと考えられる

六

関係団体の運営に関する規程の整備状況について

支部等においても規約その他の規程が定められていた。 人においては定款又は寄附行為が定められていた。また、 関係団体のうち、任意団体では運営に関する規約が定められており、公益法 、においては定款又は寄附行為が定められていた。また、全国組織の団体の県

体あるなど、規程の未整備が目立った。 表9のとおり、会計処理に関して規約その他の規程に記述されている団体は 予算執行に関する決裁権限が規約その他の規程に明記されていない団体も97団 び全国組織の支部については特記すべき事項はないが、任意団体については、 108団体のうち5団体で、ほとんどの団体で規定がされておらず、 なお、関係団体の会計処理及び決裁に関する規程の整備状況は、 事業執行や 公益法人及

おいては、会議は、事業の運営及びその準備に関すること並びに予算及び決算 する県の機関の職員で決定するため開催していないとの説明であるが、規約に 総会等の会議が開催されていなかった。その理由は、事業計画等は団体を所管 れているが、任意団体のうち2団体においては、定めがあるにもかかわらず、 に関することを審議し、決定することと規定されている 次に、総会等の会議の開催についてであるが、各団体は、規程に基づき、 理事会、幹事会、評議委員会、実行委員会等の会議を開催する旨が定めら

団体で記録が残されていなかった。 き事項はないが、任意団体では、総会等の会議が開催された106団体のうち12 会議等の結果の記録状況については、公益法人については、特記すべ

れていないものが2団体あった。 ると認められたが、任意団体では、規程等に監事に関する規定がなく実施され ていないものが13団体、監事に関する規定があるにもかかわらず監査が実施さ 更に、監事による監査の執行状況については、 おおむね適正に執行されてい

算の状況を構成員等へ諮るための会議を開催し、会議の状況を記録する必要が 言うまでもなく、団体は、県とは異なる組織であり、事業計画、 予算及び決

るよう指導する必要がある 会計規程、決裁規程等を整備し、これらに基づき適切に運営がなされ

いた指導を行うとともに、任意団体においても同様な視点で指導を行う必要が 務の執行の状況に関しても監査を行うと規定されていることから、 なお、 法人の監事の職務は、 民法第29条に会計の監査にとどまらず団体の業 これに基づ

あると考える

機9 任意団体の規程の整備の状況、会議及び監事における監査の実施状況

区分		総務部	総合政策部	地域振興部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部	農林水産部	土木建築部	教育委員会	公安委員会	마 빡
日存	数	4	3	7	6	10	3	46	6	20	3	108
炒	有		1	1		1	1			1		5
会計規程	淮	4	3	6	6	9	2	46	6	19	3	103
決裁規程	有		1			2	1	6		1		Ξ
規程	湽	4	2	7	6	~	2	40	6	19	3	97
会議6	直	4	3	7	6	10	3	45	6	19	3	106
会議の開催 状況	淮							1		1		2
会議記録の 状況	有	3	2	7	6	10	3	42	ಬ	15	ಬ	94
己録の	淮	1	1					3	3	4		12
監査の 状況	直	4	3	7	5	9	3	35	6	18	3	93
監査の実施 状況	淮				1	1		11		2		15

関係団体の出納管理体制の状況について

(4)

関係団体の出納管理体制の状況は、表10のとおりである

事務局職員が1名だけの団体が11団体あった。 事業の執行及び出納事務には、多くの団体で複数の職員が従事しているが、

団体は3団体のみで、このうち担当者のみで保管管理している団体が1団体 管管理している団体が20団体あった。なお、キャッシュカードを保有している また、 出納管理については、預貯金通帳と銀行等届出印とを同一の職員が保

Щ

П

離等内部けん制体制の改善を図るよう指導する必要がある 局職員の複数配置や、 など内部けん制体制の改善が必要と考えられる団体が見受けられたので、事務 通帳と銀行等届出印の管理者が同一の職員であったり、事務局員が1人である 行等届出印の分離等おおむね良好と認められたが、20団体においては、預貯金 団体の会計事務の内部けん制体制は、複数の者による点検、預貯金通帳と銀 預貯金通帳の管理者と銀行等届出印の管理者の明確な分

めに3団体が保有していたが、今後も増加することが予想されるので、内部け ん制体制の確保等の観点から特に留意するよう指導する必要がある。 キャッシュカードについては、振込手数料の節約や事務の省力化のた

> などについて検討する必要がある。 ている団体も散見されたが、会計事務に精通した総務部門の職員の有効な活用 なお、調査を行った任意団体の中には、出納業務を事業部門職員だけで行っ

団体の出納管理体制の状況

関係団体の出納管理の状況について

5

状況を記録するための金銭出納簿が備えられていない団体が16団体あった。 関係団体の出納管理で不適切と思われる状況は表11のとおりであり、出納の 預貯金の払出日と債権者への支払日が異なり、 その間、 現金が事務局

38団体あった。 に滞留し、その現金の在り高を記帳する現金出納簿が備えられていない団体が

支払った後に、団体から補てんを受けていた事例が9団体あった。 更に、事業費を執行するに当たり、事務局職員が団体の事業費を立て替えて

よう指導する必要がある 行う必要がある。特に、職員による立替払いが生じている団体については、こ うしたことのないよう県費等の適時な受入れについて、関係機関と調整を図る 防止する観点から、これらの団体については、適切な事務執行について指導を ついては、団体の出納管理の透明性の確保及び出納事務に係る事故を未然に

亩

団体の出納管理の不適切な状況

	法人	公組		存	I	4	ţΟ	#	Ĥ		
□▷		数		数	H	靊	健)	脈	书	総	×
빡	· 사 計	育委員	<u></u> 小 計	音 基 員	土木建築	林水産部	康福祉	環境生活	地域振興部	務	分
	·	ήÞ	ı.	4K	築部	喍	祉部	뺡	喪	먉	
16	1	1	15	2	2	8	1			2	金銭出納簿が備えられていない団体数
38			38	12	1	17	4	1	1	2	現金の滞留で現金出 納簿がない団体数
9			9			7	1		1		職員による事業費の 立替金がある団体数

関係団体への県の人的関与について

6)

Щ

県の職員が団体の理事等の役員に就任しているものは55団体(44.0%)で、 関係団体の役員等への県職員の就任状況は、表12のとおりである。

全国支部

洪

邶 ß

ちっていると認められる。 団体の監事に就任しているものは20団体(16.0%)であった。また、116団体 については、県の職員が事務局員に就任しており、特に、任意団体において すべての関係団体で事務局員となっており、団体の事業執行に積極的に関

ŗ 公益法人で県の職員が役員又は事務局員となっているものは、14団体のう それぞれ6団体(42.9%)であったが、監事に就任している団体はなかっ

表12 団体の役員等への県職員の就任状況 県の職員が団体から報酬を受けている事例はなかった。

八

										_					_					-				_	
合計	小計	公安委員会	土木建築部	地域振興部	小 計	公安委員会	教育委員会	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	小計	公安委員会	教育委員会	土木建築部	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	地域振興部	総合政策部	総務部		区分	
125	ಎ	1	1	_	14	57	_	_	2	_	4	108	ಬ	20	6	46	3	10	6	7	3	4	数	Ŕ	4
(5 6%) 7					1			_				6			_		2	1		1	1		別職	温林	役員(語
(%0 M) 55	1		1		6	_	_	_	_		2	48	1	18	2	7	1	4	3	5	3	4		温	監事を除
(%8.8%)	1		1		4			_			ω	31			4	15	2	2	2	5	1		声	라	<u>`</u>
(28.0%)					4				_	-	2	31		6	-	10	1	2	1	4	2	4	巨細	馬	への就任
(16.0%)												20		11	2	2		1	1	2		1	اسر	温	四
43 (34.4%)	1		1		ω	1		_			_	39			2	10	2		1	4			計長	라	監事への就任
20 (16.0%)					4				1	1	2	16		5	1	57		1	1	3			職員	閂	刊
116 (92.8%)	2		1	1	6		1	1	1	1	2	108	ω	20	6	46	3	10	6	7	3	4	食いる回	が対象が、	事務局員

存

4

幯

県職員の服務の状況について

3

務に専念する義務が課せられており、職務に専念する義務を免除できる場合 커 県職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定により、職 **「職専免条例」という。)、職務に専念する義務の特例に関する規則** 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年山口県条例第4号。

Щ

27年山口県人事委員会規則第10号。以下「職専免規則」という。)及び山口県職員服務規程(昭和29年山口県訓令第11号。以下「服務規程」という。)等に規定されている。

公益法

県職員が関係団体の業務に従事する場合の服務手続の状況は表13のとおりで5リ、役員として団体の業務に従事する場合には、55団体のうち15団体(27.3%)の役員で、また、事務局職員として従事する場合には、116団体の5526団体(22.4%)の職員で職務専念義務の免除の手続がされていた。

また、県職員が職務命令により関係団体の業務に従事している団体が90団体あったが、これらの団体の業務への従事においては、総会、理事会等の会議又は監査の執行若しくは受監など団体の固有の業務と考えられるものまで職務命令が発せられていた。

全国支部

職務命令に関しては、当該団体の業務が県の業務の一環として位置づけられることが明らかである場合には、職員に対して団体の業務に従事することを命ずることができると考えられる。したがって、それ以外の場合で団体の固有の業務に従事するときは、職務に専念する義務の免除の手続を行わなくてはならないと考えられるので、職専免条例等に基づいた適正な手続を行う必要がある。

[13 県職員の服務手続の状況

			Ð	¥	4		幯	Ē	Ĥ				
環境生活部	· 카	公安委員会	教育委員会	土木建築部	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	地域振興部	総合政策部	総務部	区分	
4	108	ω	20	6	46	ω	10	6	7	ယ	4	体数	4
2	48	1	18	2	7	1	4	ω	5	ω	4	県職員の 従事団体	Ŕ
2	11(22.9%)		7		1	1			1	1		職専免の手続あり	ш
2	108	ω	20	6	46	ω	10	6	7	ω	4	県職員の 従事団体	#
2	23 (21.3%)		20		1					1		職専免の手続あり	<i>175</i>
	85 (78.7%)	3		6	45	ಬ	10	6	6	2	4	業務命令	ш

l										
파	小 計	公安委員会	土木建築部	地域振興部	小 計	公安委員会	教育委員会	農林水産部	商工労働部	健康福祉部
125	ω	_	ш	_	14	5		ш	2	1
55	1		1		6	1	1	1	1	
15 (27.3%)					4 (66.7%)			1	1	
116	2		1	1	6		1	1	1	1
26(22.4%)					3(50.0%)			1		
26(22.4%) 90(77.6%)	2(100.0%)		1	1	3(50.0%)		1		1	1

県の補助金等に関する事務について

8

県が平成18年度に関係団体に対して補助金等の県費を支出した状況等は表14のとおりである。

県は、64団体に対して補助金等を140,951千円、22団体に対して委託料を

295,336千円、また、2団体に対して貸付金を135,000千円支出している

このうち、任意団体については、26団体に対して補助金等を122,933千円17団体に対して委託料を32,977千円支出している。

また、公益法人については、6団体に対して補助金等を13,078千円、7団体に対して委託料を259,359千円、2団体に対して貸付金を135,000千円支出している。

更に、全国団体の支部等については、2団体に対して負担金として4,940千円を支出している。

これらの県支出金の事務処理と団体の県費受入れの事務処理の状況を見ると、24団体において県支出金の事務担当者と団体の県費受入れの事務担当者が同一人であった。

これらの団体においては、補助金等の交付申請者の担当者が県費の交付決定の担当者であったり、団体の事業完了実績報告書の作成担当者が、県の職員として完了確認の担当者であるものもあった。

団体の財政規模や業務量等により、団体の事務局体制の充実を図ることが困難な面も想定されるが、公金である県支出金の適正な執行を担保する上からも県と団体の双方の事務担当者を同一人にしないことを規定するなど、適正な事務の執行に向けて、より一層厳格な点検体制を確立する必要がある。

Щ

	먉	国支]₩>	>	Ŕ ·	ű þ	1,1	D)			₽	Ŧ	4		ә	F	Ĥ				
파	小 計	公安委員会	土木建築部	小 함	公安委員会	教育委員会	商工労働部	環境生活部	小 計	公安委員会	教育委員会	土木建築部	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	地域振興部	総合政策部	総務部		以分
64	2		1	6	ω	<i></i>	1	2	56	1	13	4	16	2	8	3	5	3 1	3	団体数	負担金 及び交
140,951	4,940	4,200	740	13,078	8,736		2,077	2,265	122,933	1,329	28,186	1,714	20,566	1,527	20,573	4,950	29,444	232	14,412	金額	負担金、補助金 及び交付金
22				7	4	_	_	Ь	17				10		ω	_	_	2		団体数	KK
295,336				259,359	227,889	864	8,672	21,934	35,977				10,190		4,895	12,500	848	7,544		金額	非
2				2				2												団体数	痲
135,000				135,000				135,000												金額	(全)
24				1		1			23		4		10	1	4	1	2		1	同一の団体数	県の事務処理担 当者と団体の事 務処理担当者が

9 関係団体に対する指導監督事務について

関係団体に対する指導監督の実施状況は、 表15のとおりである

督が実施されていた団体は6団体であった 導監督とに分けることができるが、調査を行った団体について、内部の指導監 のと、関係団体を所管する機関等が自主的に指導監督を行ういわゆる内部の指 団体への指導監督権限は、法令等に基づく指導監督権限が明記されているも

ていた 17年度及び平成18年度において、14団体中7団体において実地検査が実施され また、公益法人を所管する機関が実施した指導監督の状況は、調査した平成

> る団体は4団体であった。 税務申告事務等に関して公認会計士その他外部の専門家が関与してい

0

を保む、 関と団体との判別がつきにくいこと等を勘案すると、県は、団体との緊張関係 務局を置き、行政と一体的に活動を行っている現状や、県民から見れば県の機 くの団体に対して特段の指導はなされていないが、関係団体が県の庁舎内に事 任意団体に対する指導監督については、 団体の業務が適正に行われるよう、指導を行う必要がある 法令等に特に明記されておらず、

うよう総務部長から通知がされている 充実について(平成12年6月30日付け学事文書第318号)により実地検査を行 また、公益法人に対する指導監督については、公益法人に対する指導監督の

ものが見受けられた。 思われるが、会計処理の指導に関しては、必ずしも適切な指導となっていない 県が行った実地検査の状況を見ると、 業務運営に関しては特に問題がないと

する関係省庁連絡会議申合せ)に基づく適切な指導を行う必要がある。 義の原則に基づく会計処理がされていない団体があることなどから、会計処理 についても公益法人会計基準 例えば、 公益法人会計基準に基づいた帳簿が記帳されていないものや発生主 (昭和60年9月17日公益法人等の指導監督等に関

関係団体への指導監督等の状況

파	全国支部	公益法人	任意団体	区分
6	1		5	内部指導監督が実施 されている団体数
7		7		公益法人の指導監督 が実施された団体数
4		4		公認会計士等が関与 している団体数

関係団体の執務場所等について

(TO)

費及びこれらの職員が使用する県有備品の使用手続の状況は表16のとおりであ 関係団体の専任職員の執務場所に係る行政財産の使用許可、光熱水費等の経

続がされていなかった。 ち、ほとんどの団体が許可を受けていたが、2団体においては、 団体職員の執務場所に係る行政財産の使用許可については、 関係32団体のう 使用許可の手

は、前述の2団体を除いて、おおむね適正に算定されていた。 使用許可に係る使用料の算定及び光熱水費の負担金額の算定について

更に、団体の専任職員が使用する県有備品については、16団体において所要の貸付手続がされていなかった。

行政財産の使用については、山口県公有財産規則(昭和39年山口県規則第56号。以下「公有財産規則」という。)第30条の規定に基づいた手続を、また、県有物品の貸付については、山口県物品規則(昭和39年山口県規則第57号。以下「物品規則」という。)第51条の規定に基づいた手続を行うよう指導する必要がある。

[16] 行政財産使用許可及び県有物品貸付手続の状況

	망	至す	I₩Þ		\succ	洪	圳	\$			存]	4	ÇΠ	1	甪			
파	小 함	公安委員会	地域振興部	· 카	公安委員会	教育委員会	農林水産部	商工労働部	環境生活部	小 함	公安委員会	教育委員会	農林水産部	商工労働部	健康福祉部	環境生活部	総合政策部		分
32	2	1	1	11	5	1	1	2	2	19	2	4	6	1	ಬ	1	2	- ∓	団体の専任職員 が配置されてい
30	2	1	1	11	5	1	1	2	2	17	2	4	4	1	3	1	2	有	行政財産使用 手続の状況
2										2			2					泔	産使用 状況
30	2	1	1	11	57	1	1	2	2	17	2	4	4	1	3	1	2	在	光熱水費の負担の状況
2										2			2					淮	費の負況
_										1			1					作	県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
16	1		1	ω		1	1		1	12		ω	57	1	ω			湽	備品貸付 の状況
				-	-		-	-	-				-		-	-	-	-	1

第3 意見

| 県が管理する庁舎内に事務局を置く団体は、その多くが県の事務及び事業の遂行、 | 県民挙げての施策等の取組み、会員相互の研さんその他社会的要請や行政施策の必要

性から県の主導により設立されたものと認められるが、団体の設立時から相当に期間が経過したものについては、それぞれの団体の有する存在意義を社会経済情勢に照らしながら、適宜見直しの検討を行う必要がある。

今回の監査は、県が管理する庁舎内に事務局を置く団体の中から、一定の選定基準により団体を選定し、この関係団体を所管する機関を対象として監査を実施するとともに、関係団体についても調査を実施したものである。

それぞれの団体の運営等については、おおむね適切に処理されているものと認められたが、次の項目については特に留意し、改善に努められるよう望むものである。

団体の運営等に対する指導について

)類似団体との統合等について

市町村合併や県の組織改正等により、関係団体の中には、所管している機関が統合されたにもかかわらず、統合されることなく従前の組織のまま別々の団体で運営されているものがある。

会計事務、会議の開催、監査の執行、受監等に県職員が携わっていることから、類似団体との組織の統合等の検討を行い、県の事務事業の効率化を図るよう努める必要がある。

)団体の運営費について

多くの関係団体では、会員からの会費、地方自治体からの補助金等の財政的援助、委託費等で運営されているが、地方自治体の財政状況も厳しい折から、更に効率的、経済的な予算執行に努めるとともに、事業内容や繰越金の状況を

(3) 規程の整備について

勘案し、より一層の補助金等の縮減についても検討する必要がある。

関係団体は、団体の運営に関する基本的事項について、規程に明記すべきであるが、多くの任意団体において、事業運営や会計処理に係る決裁権限が明確にされていないことから、改善を検討する必要がある。

また、会計処理に関しては、団体が備えるべき帳簿等を規程に明記するとともに処理の方法についても記載するなど、会計事務の正確性及び透明性を高めるよう改善する必要がある。

更に、監査に関する定めのない団体にあっては、監査に関する規程を定め、 実効性のある監査が行われるよう改善する必要がある。

)内部けん制について

調査した多くの任意団体においては、会計事務処理を県職員が行っているが、少人数の体制や事務局職員相互による点検体制など内部けん制が十分でないものが認められたので、事務局体制を検討するとともに、特に、事務局員が

1人である団体については、複数体制で行うよう改善に努める必要がある。また、団体の中には会計処理が業務部門の職員のみで行われている団体も散見されたが、会計事務に精通した管理部門の職員を関与させることによる内部

けん制体制の強化を検討する必要がある。 更に、預貯金通帳の管理者と通帳の届出印の管理者が同一人となっている団体にあっては、同一の職員だけで預貯金の引出しができないよう改善を図る必要がある。

内部けん制体制については、団体の様々な問題点を整理して規程を定め、実行する必要がある。

)会計事務処理について

出納の状況を記録するための金銭出納簿が備えられていない関係団体においては、預貯金通帳の余白に簡単な事由等を記して管理しており、今回の調査の過程において、証拠資料との突合に時間を要するなど出納状況が容易に確認できない状況もあった。

担当者の人事異動等も考えられることから、誰もが容易に出納状況が確認できるよう改善する必要がある。

特に、現金の管理に関して、預貯金の払出日と債権者への支払日が異なり、その間に現金を事務局で保管する場合は、現金出納簿に現金の在り高を記帳し、現金の管理を厳重に行う必要がある。

また、事務局職員による立替金が発生しないようにする必要がある。 県の関与について

(1) 県職員の服務手続について

Щ

県職員が、関係団体の役員や事務局員として、団体の業務に従事する場合の服務については、多くの監査対象機関が業務命令によって行っており、職専免条例、職専免規則及び服務規程に基づいた手続が行われていない監査対象機関が散見された。

業務命令に関しては、当該団体の業務が県の業務の一環として位置づけられていることが明確な場合においては、職員に対して団体の業務に従事することを命ずることができると考えられる。

ついては、県職員が団体の役員や事務局員として、専ら団体の行事への出席や会計処理等に従事する場合には、業務命令ではなく、職務に専念する義務の免除の手続を行った上で従事することが適当と考えられることから、職専免条例等に基づいた手続を行い、県職員の団体への関与を明確にする必要がある。

県支出金の交付事務について

2

関係団体に対して行われる補助金等の財政的援助や委託料等の県費支出に係る事務について、県の事務担当者と団体の事務担当者が同一人である場合が散見された。

補助金等の県費の支出事務及び完了確認事務については、点検機能を有効に働かせ、申請や報告の内容等の厳格な審査を行う必要があることから、県の事務担当者と団体の事務担当者を同一人としないよう職員の事務分掌を検討する必要がある。

(3) 団体への指導監督について

関係団体は、それぞれ独自の会計を有し事業を執行しており、基本的には監事による内部監査が実施されているが、中には監事を設置していない団体や監事による監査が実施されていない団体もあること、また、公益法人に対する指導監督が必ずしも十分とはいえない状況もあったこと等から、県の指導監督のあり方について検討する必要がある。

執務場所等について

関係団体の専任職員の執務場所に係る行政財産の使用許可の手続は、ほとんどの団体が適正に許可を受けていたが、一部の団体においては、使用許可の手続がなされていなかった。

また、団体の専任職員が使用する県有備品については、貸付手続がされていない団体が多くあった。

行政財産の使用については、公有財産規則に基づいた手続を、また、県有物品の貸付については、物品規則に基づいた手続を行うよう改善する必要がある。

第4 結び

現在、国の構造改革、地方分権の推進、市町村合併等が進展する中で、国、地方を通じる改革が進められており、地方公共団体の行財政を取り巻く状況は一段と厳しくなっている。

本県では、現在、これからの地方分権型社会に対応していくため、行政改革、財政改革、公社改革の3つを柱とする県政集中改革に取り組んでいるところである。

また、これまで4次にわたる行政改革が実施されている中で、外郭団体についても見直しがされてきているところであるが、このうち、任意団体に関しては、そのあり方が必ずしも明らかとなっていない状況であった。

今回の行政監査は、関係団体について、県の庁舎内に事務局を置く必要性、業務の 内容や運営状況、団体の業務と県職員との関わり及び執務場所等に関する諸手続の状 瓣

況について監査を実施したものである。 それぞれの団体は、県の行政需要等に応えるべく設立されたものであり、その活動 はおおむね評価できるものと考えられる。

はのののな評価できるものでちべった。 しかし、これらの団体の多くは、県、市町等から財政的援助を受けて運営されてしる実態から、漫然と事業運営を行うことなく効果的、効率的かつ経済的な事業の運営

が行われるよう更なる改善の検討を望むものである。

外

-43 **)**

また、団体の業務執行に当たっては、内部けん制体制の再度の点検を行い、事務及び事業が適正に執行され、透明性の確保が図られるよう県として十分な指導を行う必要がある。

終わりに、県の庁舎内に事務局を置く多くの団体は、県職員が関与していることから、社会経済情勢の変化を的確にとらえるとともに、県の事務及び事業の効率化に向け、団体の果たすべき役割や存続そのものが県民の要望にこたえるものであるか、県の庁舎内に事務局を置く必要があるか、県職員が団体の業務に関与する必要があるか、県の機関からの他の機関等への移管ができないか、県の機関からの他の機関等への移管ができないか、東に、団体の統合等ができないか等県民の目線に立った検証を行い、必要な措置が講じられるよう要望するものである。

監査対象機関及び関係団体名

別表

14	13	12	=	10	9	∞	7	6	57	4	ω	2	-	加	
II II	" "	" "	# 観光交流課	и и	" "	地域振興部地域政策課	// 統計分析課	н н	総合政策部広報広聴課	Ш	И	消防学校	総務部防災危機管理課	監査対象機関	
鳥根・山口観光振興協議会	東アジア地域観光客誘致キャンペーン実行委員会	山口県国際観光推進協議会	山口線SL運行対策協議会	岩国基地民間空港再開事業推進協議会	やまぐち元気!むらまち交流推進協議会	山口県国土調査推進協議会	山口県統計協会	山口県広報連絡協議会	山口県刊行物普及協会	消防学校フェスタ実行委員会	山口県消防クラブ連合会	山口県消防学校運営委員会	山口県消防防災ヘリコプター運航協議会	関係 団体 名	
48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	
 8 "	7 "	6 "	5	4 "	3 "		<u> </u>	0 "	9 "	8 "	础	6 H			
₹\$	"	<i>₹</i> ₩	₩	"	"	農林水産部農	計量検定所	"	¥:	"	5工労働部第	南 "	中央児童相診	宇部健康福祉	7

産部農林水産政策課

社団法人山口県計量振興協会

山口県労働協会

やまぐち食と緑の県民フォーラム実行委員会

山口県生活改善実行グループ連絡協議会

労働政策課

社団法人山口県勤労福祉共済会

山口地域高度技術産業集積活性化協議会

=

							^	J 9	L₹ (ν ,		아 '	3	(≥	K7			_		ij	
37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
商工労働部新産業振興課	周南 "	中央児童相談所	宇部健康福祉センター	"障害者支援課	" こども未来課	"長寿社会課	" "	" 薬務課	" "	// 健康增進課	健康福祉部厚政課	動物愛護センター	" "	" 廃棄物・リサイクル対策課	"生活衛生課	" "	" 環境政策課	" "	" "	" 文化振興課	環境生活部県民生活課	"国際課
山口県企業誘致推進連絡協議会	山口県周南里親会	財団法人山口県里親会中部支部	厚東川水系森・川・海水環境ネットワーク協議会	山口県障害者スポーツ運営委員会	山口県青少年育成県民会議	山口県南方地域戦没者慰霊奉賛会	山口県薬物乱用防止推進員協議会	山口県献血推進協議会	山口県食生活改善推進協議会	山口県母子健康推進協議会	山口県公衆衛生協会	社団法人山口県動物愛護協会	財団法人周南地域廃棄物処理事業団	財団法人宇部小野田廃棄物処理事業団	社団法人山口県快適環境づくり連合会	山口県瀬戸内海環境保全協会	やまぐちいきいきエコフェスタ実行委員会	維新史回廊構想推進協議会	やまぐち文学回廊構想推進協議会	やまぐち県民文化祭実行委員会	山口県金融広報委員会	財団法人自治体国際化協会山口県支部

森林整備課

山口県林業研究グループ連絡協議会 山口県緑資源特定森林圏整備推進協議会 森林企画課

山口県農業土協会山口県林業協会

農業経営課

山口県食品産業協議会

	平成.	20年	E 6	月2	?4 E	1	火曜	習日			Щ			П			県	;		報							(=	를	外	<u>-4</u>	3)		
	» 8 » 8	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49
-	柳井水産事務所	_	下関水産振興局	"	"		"	"	長門 "	"	"	下選 "	"	"	"	5 美祢 "	"	1 "	3 "	2 ")	3 "	7 周南 "	3 "		∯ 田布施 ″	"	"	岩国農林事務所) // 漁港漁場整備課)
	山口県漁港漁場協会玖珂支部	山口県漁港漁場協会豊関支部	下関漁港清掃協議会	萩地域林業振興会連絡協議会	阿武川流域林業活性化センター	萩地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	長門農業改良普及協議会	長門地域地産・地消推進協議会	長門地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	豊田流域林業活性化センター	下関地域農業改良普及会議会	下関地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	宇部地区農業改良普及協議会	美祢地区農業改良普及協議会	宇部・美祢地域地産・地消推進協議会	美祢地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	中部家畜保健衛生推進協議会	山口流域林業活性化センター	防府德地地区農業改良普及協議会	山口地区農業改良普及協議会	山口地域地物普及推進協議会	山口地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	周南地域農業改良普及協議会	周南地域地産地消推進協議会	周南地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	田布施地区農業改良普及協議会	柳井・大島地域「地産・地消」推進会議	田布施地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	岩徳流域林業活性化センター	岩国地域農業改良普及協議会	岩国地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	山口県漁港漁場協会	財団法人山口県漁業被害救済基金
	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83
	宇部工業高等学校		西京高等学校	2 山口中央高等学校	1 ") 山口高等学校	防府商業高等学校	8 防府西高等学校	文書館	6 山口博物館	山口図書館	11 11	"	2 " "	1 " ") " ") " "	"	"	3 教育庁高校教育課	5 "		3 "	2 "	") "		8 "	7 "	3 "		∯ 萩 ″	3 "
				学校			学校	校				防府 "	義務教育課周南分室					学校安全・体育課	社会教育・文化財課	校教育課		山口宇部空港事務所	港湾課	河川課	"	道路建設課	土木建築部道路整備課				農林総合技術センター		

117		養油	財団法人山口県剣道連盟
118	"	生活安全企画課	社団法人山口県防犯連合会
119	"	交通企画課	財団法人山口県交通安全協会
120	"	"	社団法人山口県安全運転管理者
121	"	"	自動車安全運転センター山口県
122	"	"	山口県地区交通安全協会連絡協議
123	"	"	山口県二輪車安全運転推進委
124	"	"	山口県地域交通安全活動推進委
125	"	運転免許課	社団法人山口県自動車学校連合会

平成二十年六月二十四日発行平成二十年六月二十四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県原

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)